

# 令和7年第1回定例会 教育厚生委員会 報告（要点筆記）

## 議案第6号 四国中央市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

質 疑

○委 員

市内の家庭的保育事業者について、対象となる事業者及び子供の人数を伺う。

○理事者

家庭的保育事業者については、ひまわりハッピー保育園、ヤクルト法皇保育園、保育施設しゃぼん玉の3園が対象である。子供の人数は、3園で合計41名である。

○委 員

家庭的保育事業については、保育者の自宅及びマンションの1室で数名の子供に保育を実施する例もあるが、本市に対象となる施設があるか伺う。

○理事者

本市の所管においては、市の認可施設が対象となるため、例のような施設はない。

○委 員

今後、少人数に向けた保育施設の開設希望者がいる場合、本市では認可されるものであるか伺う。

○理事者

認可については、設備の状況等、認可のための条件を満たした施設であることが必要である。

○理事者

家庭的保育事業者の認可施設については、市に決定権があり市が判断するものである。マンションの1室などを利用した保育施設が認可対象の基準外であれば、本市の所管ではなく愛媛県の所管となる。

○委 員

一例として、3月から川之江地域に開設された小規模な施設があるが、これについては認可外であるという理解でよいか。

○理事者

当該施設については、認可外である。

○委 員

近隣他市には認可外施設が多いと考えているが、本市内の認可外施設数について伺う。

○理事者

市内の認可外施設は、学校共済組合四国中央病院四中すくすく保育園、石川記念会付属保育所H I T O K I D S、ルートイン四国中央託児所、GOO.Nすくすくはうすの4施設である。

○委 員

この4施設は、全て企業内保育所である。その中での認可、認可外の区別については、当該企業内保育所が地域枠を持っているかどうかである。そのため、従業員の子供のみを預かる施設においては認可外施設となり、愛媛県の所管となるが、地域から子供を受け入れる場合は、認可施設として本市の所管となる。

## 議案第7号 四国中央市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

### 質 疑

#### ○委 員

放課後児童支援員について、研修の受講状況及び施設への配置状況についても伺う。

また、人員や施設の広さなどを含め、条例改正によりさらに受入れ人数を増やすことができる場所などがあるのか等、児童の受入れ体制についても伺う。

#### ○理事者

研修の受講については、現在59名の指導員のうち46名が受講済みであり、各クラブに1名以上配置できている状況である。多くの施設では2名を配置しているが、1名配置の施設が6か所あり、休暇等により0名となってしまう。教員や保育士の有資格者は、愛媛県が年1回実施する研修を受講できるが、高等学校卒業生等でそれらの資格を持たない方については、2年以上の放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事する必要があり、研修の受講までに一定の期間を要するため、それを踏まえて延長を行うものである。

一の支援の単位について、本市には施設の広さから40人以上の受入れが可能である施設が数か所あり、そのうち9か所では実際に40人以上を受け入れている状況にあるが、支援員が足りないことで受入れができず、待機児童が発生しているところもある。一方、施設の広さの問題で40名未満の受入れしかできない施設もあり、現在整備を進めている土居小学校の児童クラブもこれに該当している。

## 議案第8号 四国中央市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

### 質 疑

#### ○委 員

保育体制について、市内の各施設等と連携し安心な保育が提供できている状況であるか伺う。

#### ○理事者

連携の対象となる市内のいずれの施設においても、安心な保育が実施されている。

ほとんどの施設は0～2歳児の保育施設である。また、3歳の卒園時には連携施設が受け入れるための覚書を交わしている施設が1園ある。ほかについても公立及び私立の施設とそれぞれ連携を調整し、準備を進めている状況である。

#### ○委 員

当該施設において、0～2歳児の受入れ人数について伺う。

#### ○理事者

受入れ人数は、当該3施設において41名である。

## 議案第11号 四国中央市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

### 質 疑

#### ○委 員

本市における配置人員について、十分な人数であるかを伺う。また、当該事業の役割についても伺う。

#### ○理事者

本市の地域包括支援センターは、平成18年度のセンター設置以来、直営1か所方式で本庁に設置している。包括的支援事業の配置人数については、第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満を目安に各職種で4～5人が必要である。

職種については、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種で、包括ケアシステムの実現のため高齢者支援に取り組んでいる。老々介護や徘徊など様々な困難事例が増加する中で、一つの職種だけでは対応が難しい事例に対して、本市の地域包括支援センターでは3職種が連携しながら業務に当たっている。

相談数については、1か月に約100件あり、問合せ等を含めると年間で延べ約1万件に対応している。そのような中で効率よく人員を配置する目的もあり、本市は直営1か所方式である。

職員は常勤で配置しており、保健師が4名、社会福祉士が3名など、基準より不足している状況であるが、地域包括支援センターは介護予防支援事業所としての指定も受けているため、そちら側に配置されている社会福祉士等の専門職と連携しながら業務を行っており、直営1か所方式の利点を生かす形で担当者が不在でも職員同士の情報共有及び連携により、業務をカバーし合う体制が構築できているため、本市の地域包括支援センターは十分に機能していると考えている。

#### ○委 員

直営での運営について、全国的にも民間委託を行う自治体も多いと思われるが、その中で本市が直営としている意義及び今後の方針について伺う。

#### ○理事者

地域包括支援センターの委託割合について、全国では委託が7割、直営が3割となっているが、愛媛県内においては、全国の逆であり委託が3割、直営が7割である。近隣自治体では、新居浜市は直営、西条市は3年前から委託、今治市は約10年前から委託している状況である。

委託方式への変更については、過去には検討されているが、近年の介護人材不足、専門職の不足が進む中で、民間で人材が集まりにくい場合や、虐待案件をはじめとした緊急案件に対して市や警察等との連携を迅速に行うことが求められる場合も考えられることから、本市では直営方式で進めていく方針としている。

## 議案第13号 令和6年度四国中央市一般会計補正予算（第8号）〔所管分〕

### 質 疑

#### ○委 員

住民税非課税世帯等臨時特別給付費について、支給対象世帯数及び支給世帯数実績、各支援金の減額の要因について伺う。

## ○理事者

今回の補正予算は、今年度の春先に実施した事業を精査し、減額するものである。

住民税非課税世帯等物価高騰対策支援金においては、当初は1,900世帯を見積もっており、その精査後の対象が1,062世帯であり、実際の支給は796世帯であった。住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策支援金においては、当初は2,000世帯を見積り、精査後の対象が795世帯であり、実際の支給は568世帯であった。

当初の見積りとの差異が発生した理由については、事業開始時、対象とする世帯を割り出すシステムが構築されておらず、正確な世帯数設定が困難であったことから、多めの見積りを行ったためである。

## ○委員

公民館施設整備事業及び交流センター施設整備事業の減額について、詳細を伺う。

## ○理事者

公民館施設整備事業の減額については、現在建設中の北地区交流センター（仮称）が開館することによる天満公民館及び蕪崎公民館の解体実施設計委託料であったが、取壊し設計業務が半年に及ぶことから、今年度内の実施は取りやめ、来年度に実施するため来年度の当初予算に再計上を行ったものである。

交流センター施設整備事業の減額については、陶芸の電気釜購入のための備品購入費であり、令和6年9月補正予算で計上し、令和6年10月に発注しようとしたものであった。その中で川之江ふれあい交流センターで持つ陶芸教室が1講座、長寿支援課で持つ陶芸教室が2講座あり、1人の講師が全てに対応していたが、講師より高齢のため引退の意向が示され、次の講師が見つからず教室が閉鎖される可能性が生じたため予算執行をせず、講師の選任を待つこととした。その後、講師が選任され教室は継続できることとなったが、納期までの期間がなくなったことから、こちらの事業についても来年度の当初予算に再計上を行ったものである。

## 議案第19号 令和7年度四国中央市一般会計予算〔所管分〕

### 質 疑

## ○委員

国庫補助金の重層的支援体制整備事業交付金及び P35 県補助金の重層的支援体制整備事業交付金について、本市においてどのような目的のための交付金であるか、詳細を伺う。

## ○理事者

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法の改正により、法のはざままで対応が困難だった方へ支援を行うことが目的の一つであると認識している。その実施に向けて、国が交付金を一元化したことに伴い、本市の予算においても重層的支援体制整備費に一元化されているものである。

## ○委員

当該事業を本市で取り組む際に連携を行う部局等について伺う。

## ○理事者

当該事業は、市内全体の部局が関わるものと認識しているが、特に福祉部、教育委員会、両組織の関係機関、保健センター等が主体となる。

## ○委員

小学校費及び中学校費について、今年度整備が進められてきた小中学校屋内運動場空調設備の電気料金についても予算化されているか伺う。

また、灯油代について不足した場合を含めた対応状況も伺う。

## ○理事者

小中学校屋内運動場空調設備を含む光熱水費については、小学校で約400万円、中学校で約300万円の予算を増額し計上している。試算では年間で合計約1,800万円の増額が見込まれるため、実績を見ながら補正予算を計上する可能性については、御理解いただきたい。

灯油代については、各校に燃料費として予算を配当している。学校によって年度末の配当残高については異なるが、配当残高が不足した際は、まず所管課にお問合せいただきたい。各校に対してもその旨、再度周知を行ってまいりたい。

## ○委員

子育て支援に関する事業の予算概要について伺う。

## ○理事者

子育て支援に関する事業については、来年度も今年度と同じく25事業を継続することとしており、その予算額が6億1,718万8,000円である。また、新たに7事業を実施することとしており、その予算額は2,095万円である。それらを合計した来年度予算額として6億3,813万8,000円を計上している。

## ○理事者

教育委員会関係では、令和2年度に整備し令和3年度より本格運用しているGIGAスクール構想の1人1台端末の更新時期を迎えている。そのため来年度はICT教育推進事業として、8億838万4,000円を予算計上しており、児童生徒の1人1台端末、教職員が使用する校務用パソコン等のリプレースを予定している。

## ○委員

老人福祉事業費の消耗品費について、今年度の当初予算額が6万5,000円であったものが、来年度の当初予算額では118万6,000円に増額されている。その要因について伺う。

## ○理事者

来年度の消耗品費については、70歳となる独居高齢者の方に配布し冷蔵庫に保管していただく救急医療情報キットの更新時期を迎えるため、その更新費用を計上したものである。

## ○委員

コミュニティ・スクール推進事業について、予算を執行する体制を含めた内容を伺う。

## ○理事者

コミュニティ・スクール推進事業については、消耗品費等を各校に定額を配分し、各校の活動費用に充てられているものである。事例として、草刈りに使用する草刈機の燃料費、花を植えるための土の購入費などがある。今後も活動の充実を図るため、学校と相談しながら用途を検討してまいりたい。

## ○委員

少年自然の家費に関連する市の今後の方針等について伺う。

○理事者

少年自然の家については、四国中央市公共施設等総合管理計画個別施設計画（レクリエーション施設編）に、2026年度の廃止と記載されている。先日開催された新宮町地域づくり協議会においても、来年度、検討部会を立ち上げ協議を行いたい旨、回答したところであり、来年度に協議が進んでいくものと考えている。

○委員

太陽の家成人部の民営化及び児童部の一時休止に伴う前年比での予算減額に関連して、障害児入所施設の整備に向けた人員確保の状況について伺う。

○理事者

人員確保については、太陽の家の利用者が年々減少していることに合わせて、太陽の家の市派遣職員がP a l e t t eや障害児入所施設へ移行することを考えている。現在、太陽の家で行っている短期入所は、障害児入所施設の対象年齢である方も利用しているため、その方々への対応を通じて職員のスキルアップを図っている。また、障害児入所施設には保育士等も必要となるため、今後、人事課、保育幼稚園課等と相談を行いながら配置を進めてまいりたい。

○委員

学力調査事業について、詳細を伺う。

○理事者

学力調査について、中学3年生と小学6年生に対しては全国学力・学習状況調査が実施されており、中学2年生と小学5年生に対しては愛媛県の学力調査が実施されているが、中学1年生と小学3、4年生に対しては、そのような調査が実施されていない。そのため、中学1年生と小学3、4年生を対象にした本市独自の業者による学力調査を実施するものである。

○委員

全国学力・学習状況調査について、予算計上は必要ないのか伺う。

○理事者

全国学力・学習状況調査については、予算が必要とならないため計上していない。

○委員

準要保護児童扶助費の就学援助の内容及び認定基準倍率について伺う。

○理事者

準要保護児童生徒の就学援助については、学用品費、通学用品費、校外活動費等に対して扶助を行っているもので、今年度は小学校で268名、中学校で197名に対して実施した。認定基準倍率については、平成24年度の基準を適用しており、所得を需要額で割り、おおむね130%まで対象としている。ひとり親家庭については、150%まで対象となる。

○委員

本市の認定基準倍率がおおむね130%までである理由について伺う。

○理事者

認定基準倍率は、平成24年度の全国的な調査により算出したものであり、それ以降に見直しの検討も行っているが現状では当時の倍率を継続しているものである。

○委員

県人権教育協議会四国中央支部補助金について、前年度と比較して増額された理由を

伺う。また、事業内容についても伺う。

#### ○理事者

増額理由については、7月に四国地区人権同和教育研究大会が松山市で開催される予定であり、愛媛県から例年の約4倍の184名の動員要請を受けたことにより、それに係る資料代、バス借上げ料、旅費等が増額したためである。

また、事業内容については、四国中央市人権尊重のまちづくり条例に基づき、人権同和教育会報きずなの発行、身元調査おことわり運動、心を育てるための5つの目標の周知、各研修会、各研究大会、公民館での学習会の開催等、様々な活動を実施しており、人権・同和教育は心の教育として、今後も地道に継続してまいりたい。

#### ○委員

学校給食施設整備事業について、対象及び内容について伺う。

#### ○理事者

学校給食施設整備事業は、土居地域及び三島地域の小中学校14校が対象であり、各校にある配膳室における夏季の室温上昇に対応するため空調機を設置するものであり、教室の空調機については平成30年度から令和元年度にかけて設置されたものの、配膳室については設置されていなかったため整備を行うものである。

#### ○委員

児童福祉費のうち、今年度の当初予算で1,270万円を計上していた多子世帯支援事業補助金が来年度の当初予算では計上されていないが、これまで実施された成果について伺う。

#### ○理事者

本事業は、平成30年度に始まった事業であり、支給実績人数については、平成30年度では第5子が16人、第6子が4人、今年度では第5子が41人、第6子が13人と、それぞれ増加した状況である。

今回廃止を検討した経緯について、制度設計当初より、類似施策が出てきた場合には廃止を検討することとしていた中で、児童手当の制度改正により第3子以降の手当も拡充され、本市の支援金以上の給付となったことから重複する施策であると判断し廃止を決断したものである。

#### ○委員

当該事業の廃止については、児童手当の拡充との関係による経緯の説明があり、それによって児童手当としてプラスとなる確立された要素があるものと思われるが、従前よりも第5子や第6子の世帯にとって手当が少なくなる場合があるかなども含めて、児童手当の拡充との関連について、改めて詳細な説明を求める。

#### ○理事者

本事業については、5年ごとに検証を行うこととしており、5年が経過した時点では児童手当も旧制度のままで金額も少額であったため、事業継続の判断を行ってきた。しかし、今年度の児童手当の改正では、第3子以降に対してはこれまでの2倍の3万円が支給され、対象も高校生まで拡大された。なお、本市の事業では高校生は対象外であった。また、多子をカウントする際の上の子の年齢も18歳から22歳に引き上げられている。

具体的な例として、小学6年生から1歳児までの児童5人の世帯では、これまでの本市の事業と制度改正前の手当の合計は98万円である。一方で制度改正後の児童手当は、

132万円となり34万円増額されている。該当者で計算したところ、ほとんどの方が30万円以上増額され、多い方では60、70万円の増額となる場合もある状況にある。そのため、本市の事業による重複は市民の理解を得ることが難しいという判断をしたものである。

#### ○委員

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業補助金及びひとり親家庭自立支援給付金事業補助金について、詳細を伺う。

#### ○理事者

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、高等学校の卒業程度認定試験の合格を目指す講座の受講費用の一部を支給する事業である。開始時給付金として、受講費用の40%が支給され、上限額は通信制が10万円、通信制と通学を併用する場合が20万円で、下限額は4,001円である。また、受講修了時給付金として、受講費用の50%が支給され、先の支給と合わせた上限額は通信制が12万5,000円、通信制と通学を併用する場合が25万円で、下限額は4,001円である。さらに合格時給付金として、受講費用の10%が支給され、これら全てを合わせた上限額は通信制が15万円、通信制と通学を併用する場合が30万円である。近年、実績はない。

ひとり親家庭自立支援給付金事業補助金については、ホームヘルパー養成講座などの雇用保険制度における指定教育訓練講座の修了後に受講費用の60%を支給するもので、上限額は20万円、下限額は1万2,001円である。雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給者においては、その差額の支給となる。実績としては、平成30年度が2件、令和元年度が3件、令和2年度が1件、令和3年度が1件、令和4年度が2件、令和5年度が1件である。

また、高等職業訓練促進給付金支給制度もあり、看護師、准看護師、保育士、介護福祉士などが対象となっている。高等職業訓練促進支援給付金として、市民税非課税世帯に月額10万円、市民税課税世帯に月額7万500円支給される。さらに高等職業訓練修了支援給付金として、修了後1回のみ市民税非課税世帯に5万円、市民税課税世帯に2万5,000円支給される。実績としては、平成30年度が准看護師3件、令和元年度が准看護師2件、令和2年度が准看護師1件、令和3年度が看護師、准看護師の2件である。

#### ○委員

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、高等学校の在生学生でも対象となるのか伺う。

#### ○理事者

高等学校の在生学生については、対象とならない。

#### ○委員

保育所等における業務効率化推進事業について、内容及び成果を伺う。

#### ○理事者

業務効率化推進事業については、保育ICTの導入により、欠席等の連絡も電話ではなく保護者のスマホとiPad端末でできることをはじめ、出席簿の管理や周知事項の一斉連絡などの活用ができるもので、職員の負担軽減につながっている。今後も指導計画や記録に関するものなど、徐々に取組を進めてまいりたいと考えている。

## 議案第22号 令和7年度四国中央市介護保険事業特別会計予算

### 質 疑

#### ○委 員

財政調整基金の積立額について伺う。

また、地方公共団体情報システム機構補助金の使途についても伺う。

#### ○理事者

財政調整基金については、今年度末の残高が利息等を含めて12億3,210万498円となる見込みである。コロナ禍における受診控えやデイサービスなどの利用控え等により、国保の医療費、介護給付費は減少傾向であった。それにより介護給付費の上昇が当初の予測と比較して鈍化していたため、財政調整基金の残高は増えている状況にあった。今年度から令和8年度までの第9期事業計画においては、アフターコロナにより高齢者も積極的にサービスを利用するようになったため介護給付費が増加し、財政調整基金の取崩しが必要となる見込みで、令和9年度からの第10期については、現在の保険料のままでは難しいと考えている。そのため、財政調整基金を有効活用し1号被保険者の負担をできるだけ増大させないように介護保険料の高騰の抑制に取り組んでまいりたい。

#### ○理事者

地方公共団体情報システム機構補助金については、令和8年3月を期限に国が進めている行政システムの標準化・共通化に向けた介護保険システムの改修費用に対して、地方公共団体情報システム機構より100%の補助率で交付される補助金である。

## 議案第29号 令和7年度四国中央市介護予防支援事業特別会計予算

### 質 疑

#### ○委 員

介護予防サービス計画費収入について、介護予防ケアプランの1件当たりの単価を伺う。また、計画を作成できるケアマネジャーは何人いるか伺う。

#### ○理事者

介護予防ケアプランの単価については、基本プランが4,420円で、初回加算が3,000円、連携加算が3,000円である。

現在12名の職員が指定介護事業所としてケアプランを立ており、1人当たり約40件を担当する状況である。

## 6年陳情第2号 学校給食の保護者負担軽減を求める、学校給食費無償化を求める陳情

### 意見等

#### ○委 員

本陳情については、採択し意見書を提出すべきものと考えている。これに関連する勉強会の開催を求めていたが今のところ開催されていない。

本市では学校給食費の無償化が実施されているが、全国の自治体では3分の1ほどの実施状況である。無償化は国の責任で進めるべきであると考えている。

#### ○委 員

本市で実施している学校給食費無償化事業についての検証ができていないため、継続審査とし、勉強会において検証を行うことが望ましいと考えている。

○委員

令和6年12月に継続審査とした後に、国の動向を見ながら勉強会を行えばよかったと思うが、現在の子育て支援策や、少子化、各家庭の経済状況を踏まえて、国庫負担で実施できればよいと考えている。

本市の学校給食費無償化事業は、一般財源を利用したものである。これからも厳しい経済状況になる中で市の財源の確保も難しく、全国的な取組にしていくべき問題であると考えている。市が負担している3億円強の金額を国庫で対応してもらえれば、ほかの取り組みたい事業の推進にもつながると思われるため、意見書を採択して国への要望を行えればと考えている。

○委員

各委員に意見を求めています。

○委員

本市が独自に実施している学校給食費無償化事業についての検証が進んでいないこともあるため、国会における審議も待ちながら継続審査としたいと考えている。

○委員

国の動向を見るため継続審査としたい。

○委員

同様の請願・陳情に対して、他市が不採択としている理由も調査したいため継続審査としたい。

**所管事務調査について**

別紙、所管事務等調査表のとおり

**主要事業 「小中学校施設照明LED化推進事業」**

質 疑

な し

**主要事業 「放課後児童健全育成施設整備事業」**

質 疑

○委員

造成関係の車両の進入場所について伺う。

○理事者

北側から進入し最後に回る形となる。

○委員

事業地周辺は通学路でもあるため、時間帯の検討など安全面においても慎重に事業を実施いただきたい。

# 所管事務等調査表

四国中央市議会

## 所 管 事 務 等 調 査 表

1 目的及び事項

委員会活動の充実を図るため、下表の事項を調査する。

2 方 法

各委員会とも委員の国内外の派遣を含む能動的な調査方法をとる。

3 期 間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで継続し、議会閉会中も調査を行う。

委 員 会	調 査 事 項
教育厚生委員会	1 福祉政策に関すること 2 福祉事務所に関すること 3 介護保険に関すること 4 高齢者、児童、障がい者福祉に関すること 5 保育園その他児童福祉施設の充実と管理運営に関すること 6 学校教育の振興に関すること 7 幼稚園教育に関すること 8 学校給食の管理運営に関すること 9 生涯教育の推進に関すること 10 文化財の保護・顕彰に関すること 11 社会体育の振興に関すること 12 人権教育に関すること 13 図書館に関すること 14 政策課題に関すること 15 その他当委員会の所管に関する事項